

# 福岡縣護国神社結婚式約款

本約款は、結婚式（以下「挙式」と称します。）を行う予定であるお客様と神社との相互の信頼を高め、挙式を円滑に執り行うことを目的として作成されたものです。

第1条 [契約の成立] 申込者の申込書への署名及び所定の申込金（2万円）の支払いをもって契約は成立いたします。なお、申込金は挙式の代金または解約料金の一部として取り扱います。

第2条 [挙式の設定と時間変更] 挙式・控室・着付け室の使用時間は、あらかじめ取り決めさせていただきました時間内といたします。

第3条 [お客様による解約] お客様が既に契約された挙式を同予定日の1か月以内に解約される場合には、申込金（2万円）を返還致しません。

第4条 [お客様に対する解約] 以下の場合には、挙式をご解約させていただきます。

- 1 お客様（参列予定者等の関係者も含む）が指定暴力団・暴力団員・暴力団関係団体・反社会的勢力に属する者またはその関係者であることが判明した場合、その他法令及び公序良俗違反のおそれがある場合
- 2 他のお客様に迷惑のかかるおそれがある場合
- 3 天災・感染症その他、神社側の責任に帰することのできない事由により会場の使用ができない場合 なお、上記1から3までの理由によるご解約につきましては、ご解約にともなう損害賠償等、金銭のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。ただし、申込金（2万円）はお返しいたします。

第5条 [施設内における事故・盗難] 施設内において発生した事故・盗難につきましては、神社の故意または重大な過失がある場合を除き、一切責任を負いませんので十分にご注意ください。

第6条 [個人情報の取り扱い] ご予約いただいたお客様の個人情報は、神社において厳重かつ適正に管理し、挙式を円滑に執り行う目的以外には使用致しません（ただし、お客様のご同意がある場合に限り、神社における祭典のご案内を送付する目的でご使用させていただくことがあります）。

第7条 [利用規約の変更]

- 1 当社は以下の場合に、当社の裁量により、利用規約を変更することができます。
  - (1) 利用規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は前項による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の1か月前までに、利用規約を変更する旨及び 変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当社内に掲示し、またはお客様に書面等で通知します。
- 3 変更後の利用規約の効力発生日以降にお客様が申し込みをしたときは、お客様は、利用規約の変更同意したものとみなします。

第8条 [その他]

- 1 施設及び景観の保全・維持管理等に伴い、建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行う場合があります。
- 2 祭典、行事イベント等により景観が変わる場合があります。